

相続増税が来年1月スタート、あなたも対象に?

2014

7/29

毎日新聞社 定価620円

週刊エコノミスト

# あなたの土地の 相続増税

首都圏、関西、名古屋、福岡

どっちが有利?

新たに課税濃厚な  
「主要駅マップ」

困った!  
この土地  
どうする

狭小地／不整形地／底地  
共有地／低収益不動産

土地vs現金  
法人vs個人

ここを見る!  
賃貸アパート  
経営の落とし穴

固定資産税の  
取られすぎは  
なぜ起きるか

プエルトリコ・ショック  
今から買える米国株

名門高校の校風と人脈  
浜松北高校(静岡)

エコノミスト・リポート  
**LNGは  
スポットで買え!**

本誌記事は日経テレコン21、ELNET、ジー・サーチ、ダウ・ジョーンズ・ファクティバ、ジャパンナレッジ、毎日Newsパックのデータベースに収録されています。また、毎日新聞社ホームページで最新号とバックナンバーの目次を読むことができます。直接のURLは、<http://www.weekly-economist.com/>



# あなたの土地の 相続増税

## 18 「売るしかないのか」 あきらめ漂う郊外地主

20 2015年から 相続税がかかる主要駅マップ

20 首都圏/22 関西圏/23 名古屋圏・福岡圏

■桐山 友一

■税理士法人レガシイ

24 相続財産を持つなら 現金VS土地 遺産分割しやすいのは現金

■壽藤 里絵

26 収益物件の名義 個人VS法人 相続税対策の即効性なら個人で

■清田 幸弘

28 アパート経営の損得 土地代を加味した利回り計算を

■大倉 修治

29 本当に魅力的? 「家賃保証」の落とし穴

■長嶋 修

30 使わなきゃ損! 小規模宅地の特例 親の生前に同居すれば……

■儘田 佳代子

郊外よりも都心が有利 特例適用の立地に配慮

■板倉 京

31 活用をアドバイス 困った! この土地どうする

■高田 吉孝

狭小地/不整形地/底地/共有地/低収益不動産

35 固定資産税の「取られすぎ」 意外に多い評価のミスも

■上坂 幸三

36 “悲劇” 相次ぐ長期の過大徴収

■小林 多美子

38 2015年から 相続税がかかる主要駅一覧

■税理士法人レガシイ

### Flash!

11 LINE “1兆円上場” の死角/中国銀行マネロン疑惑の深層/日銀の想定甘い! 個人消費の落ち込み/三菱UFJニコス・井上治夫新社長インタビュー

15 ひとこと バーゼル新規制が長期金利上昇の引き金/7月人事で見えた財務省の次の次とその次/不動産売却「最後の大物」登場

### Interview

4 2014年の経営者 水田 正道 テンプホールディングス社長

44 問答有用 牟田口 雄彦 「アジア起業家村推進機構」専務理事  
「10年たってアジアの起業家が大飛躍しています」



# 固定資産税の「取られすぎ」

## 意外に多い評価のミスも納税者が見抜けない理由

固定資産税の評価額の算出方法は複雑極まりなく、納税者は容易にはミスに気付けない。

上坂 幸三  
(税理士)

土 地や建物(家屋)などの固定資産にかかる固定資産税・都

市計画税(一括して固定資産税と表記)。

納税者が自己申告する所得税や法人税、相続税などと異なり、東京都や市町村が評価額と税額を確定して課税するうえ、評価額や税額の算出方法も複雑だ。そのため、評価額や税額に誤りやミスなどがあつても、納税者はなかなか気付くにくいことが多い。

か、筆者の経験を基に解説したい。そもそも固定資産税とは、毎年1月1日時点で固定資産を所有している人にはかかる税だ。土地・建物については、市町村が総務大臣の定める固定資産評価基準に基づいて固定資

産税評価額を算出したうえで、標準税率の1・7%を掛けて税額を計算する。固定資産税評価額は、原則3

年ごとに評価の見直し(評価替え)をし、その間は評価を据え置く。2012年度が直近の評価替えの年で、次の評価替えは15年度となる。

筆者は00年以降、300件超の固定資産評価の検証を手がけてきたが、約2割で評価の減額修正が認められている。自治体が誤り(重大な錯誤)を認めれば地方税法上、過去5年分の評価額の修正と過大徴収した税額が還付される。

自治体によつては、さらに5年(計10年)または15年(計20年)還付されるところもある。建物の評価額は相続税評価の基準にもなるため、建物の評価額が過大だと毎年の固定資産税だけでなく、相続税まで払います

ことになる。

### 複雑な評価の計算過程

実際の土地の固定資産税の算出方法は極めて複雑だ。

まず、固定資産税評価額を算出するため、都や市町村が「第一種低層住居専用地域」など用途地域を定めたうえで、道路に固定資産税路線価を設定。土地の形状や利用上の法的制限を加味した補正を施し、土地の面積を掛けて評価額を出す。

さらに、税負担を均衡化する政策上の理由から導入された「負担調整措置」と呼ばれる調整などを経て「固定資産税課税標準額」を算出。この課税標準額に税率を掛け、ようやく固定資産税額が計算される。

住宅用地の場合は課税標準の特例

措置がある。1戸当たり200平方メートル以下の「小規模住宅用地」なら課税標準額が6分の1に、200平方メートル超で建物の床面積の10倍までの部分は「一般住宅用地」として課税標準額が3分の1になる。

これほど複雑な計算をすべての土地に対して行わなければならず、その過程でミスが生じないとも限らない。特に、小規模住宅用地の特例がしっかり適用されているかどうかは、税額に対する影響が大きい。

建物の評価方法も難しい。建物の固定資産税評価額は、その建物を取得した価格や建築費とは異なる概念で、その建物を同じ部材を用いて現存建築したとすると、いくらかかるのかという考え方がベースになる。

具体的には、建物の主体構造、基礎、屋根などの各種部材を、用いた量に応じて積算したうえで評価する。積算には部材ごとに総務省が設定した評点数を掛けていく方法が取られる。経年劣化などの補正を経て評価額を算出する。補正には物価も加味されるため、物価動向によつては3年ごとの評価替えで評価額が下がらないこともある。

### 土地利用の認識に誤り

筆者が土地の固定資産税評価の誤りを指摘したケースでは、固定資産

# 固定資産税の“悲劇”

## 相次ぐ長期の過大徴収

**固**定資産税の徴収ミスが全国で相次いでいる。埼玉県新座市では今年6月、60代夫婦が居住していた住宅の固定資産税を1986年度から27年間、過大徴収していたことが判明した。市は個人情報として過大徴収の額は公表していないが、昨年9月時点で、市税など他の税金の滞納分や延滞金も含めて計約800万円を夫婦に請求。夫婦は納められなかつたため自宅は公売にかけられたが、住宅を落札した不動産業者の指摘で過大徴収が発覚したという。

過大徴収の原因は、200平方㍍以下の「小規模住宅用地」として課税標準額が6分の1となる特例が適用されていなかったことだつた。市は担当部長が夫婦に直接謝罪するなどしたが、還付されたのは過去20年の過大徴収分240万円にとどまつた。

市によると、民法の不法行為や国家賠償法などの除斥期間20年を根拠にしたといふ、それ以上の期間分は還付しなかつた。市は「他の税金も滞納しており、過大徴収がなくとも公売は避けられなかつた」としており、夫婦に自宅が戻ることはなかつた。

住宅用地の特例の適用ミスでは、青森県十和田市でも昨年、31年間にわたる過大徴収が発覚。福岡県苅田町でも同年、店舗として使つてた建物の2階部分を住宅として増築したが、住宅用地の特例が適用されていなかつたため、27年間にわたり年約6万円を過大徴収していたケースがあつた。

### 面積を10倍で登記

東京都町田市では2012年、土地の利用区分を「大工場地区」から「中小工場地区」に変更したにもかかわらず、それを反映しないまま税額を計算。7個人・法人から計約860万円を過大徴収していたことが判明した。

法務局の登記官のミスで土地の面積が誤って登記され、固定資産税が過大徴収されていたケースもある。新潟市にある115.7平方㍍の土地が10倍の1157平方㍍で登記されていたことを巡り、新潟地裁は11年、国に對して土地所有者に過大徴収分の賠償を命じる判決を言い渡している。



Bloomberg

総務省は12年に、全国の市町村（岩手、宮城、福島県内を除く）に固定資産税の課税ミスによる税額修正について調査を実施。09～11年度の3年間で回答があつた1592市町村のうち、97%に当たる1544市町村で課税ミスが起きていた。納税者総数に対する修正の割合は土地、建物ともに0.2%。これらの修正のうち、減額修正（過大請求）は土地が68%、建物が59.5%に上つた。

ミスの原因で最多だったのは、土地・建物とも「評価額の誤り」（土地29.9%、建物29.7%）。次いで、土地は「軽減措置などの適用の修正」（22.9%）、建物は「家屋滅失の未反映」（23.6%）だった。総務省固定資産税課によると、課税ミスの対象者が広範囲にわたるケースは、電子システムのプログラムを修正した際などに入力漏れや間違があることが多いといふ。

（小林多美子・編集部）

税評価と土地利用の実態が合つていないことがあつた。

ある土地（1900平方㍍）の場合

では、自治体側はこの土地全体を一体利用していると判断し、一つの土地として評価していたのである。

しかし、現地を実際に確認すると、土地はブロックではつきりと境界区分され、不整形となつたそれぞれの土地に建物が建つてた。このため、別々に評価すべきと指摘したところ、不整形補正などが適用され、課税標準額が約7億2647万円減額。その結果、固定資産税額も年間1235万円減らすことができた。

10階建ての賃貸マンション（住居兼店舗・事務所）の場合では、評価替えに伴つて固定資産税額が55%も跳ね上がつたことがあつた。この賃貸マンションの土地は住宅用地として特例措置を受けていたが、その特例措置が外されたためだつた。

自治体の担当者に確認すると、マンションの現況確認で表札一覧を見て、事務所としての利用がほとんどだと判断したといふ。

しかし、それぞの部屋には住居としての設備が整つており、入居者がどのように利用するかは賃貸マンションのオーナーには判断できなかつた。その不當性を訴えたところ、土地の一部は住宅用地として再評価され、固定資産税額は当初の400万円から257万円に減少した。

### 「評価計算書」を検証

固定資産税の納税者には毎年、「課税明細書」が送られる。課税明細書には地目（宅地など）や地積（面積）、固定資産税評価額や課税標準額、固定資産税額などが記載されており、地積など課税明細書をチェックすることで判明する誤りもある。ただ、

固定資産税評価額そのものの計算過程は、課税明細書のどこにも記載されてはいない。

この評価の過程が正しいかどうかを確かめるには、自治体の土地（家屋）評価担当者に説明を求め、評価の過程をつぶさに検証することが必要になる。

土地であれば、表の「評価計算書」のように多岐にわたる項目を加味して評価されており、これらを一つ一つ誤りがないかどうか検証していくことになる。

例えば、その土地の面積や形状、間口、奥行きなどを手持ちの資料（実測図または求積図）と確認して、その土地に付設されている路線価や補正が妥当かどうかを確認する。側方路線とは土地の横が面する道路、二方路線とは裏側で面する道路を指す（図）。

このような土地の評価計算書は、

